

規 則

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）第三条第二項の埼玉県教育委員会規則で定める額及び場合は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（令和七年埼玉県規則第三十号）の例による。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。